

## 2 申告所得税

### 統計表を見る方のために

#### 1 利用上の注意

(1) この章は、平成13年1月1日から12月31日までの間の所得について、平成14年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（以下「申告納税者」という。）の課税の事績を、全数調査又は標本調査の方法で調査・集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない者及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない者は、調査の対象から除かれている。

(2) 各所得者の区分は次のとおりである。

事 所 得 業 者	営 業 等 所 得 者	事業所得のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
	農 業 所 得 者	事業所得のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
そ の 他 所 得 者		事業所得者以外の者をいう。

(注) 「事業所得者」とは、事業所得だけを有する者はもちろん事業所得と事業以外の各種の所得を併有する場合には、事業所得の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

#### 2 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目			調 査 方 法
		人 員	所 得 金 額	又 は 申 告 納 税 額  軽 減 ・ 免 除 税 額	
2-1 課税状況					
(1) 申告及び処理の状況	処理区分、所得者別	○	○	○	全数調査
(2) 既往年分の課税状況	処理区分別	○	○	○	"
(3) 減免状況	"	○	○	○	"
(4) 税務署別課税状況	所得者別	○	○	○	"
2-2 所得階級別人員					"
(1) 所得者別人員	所得者所得階級別	○			"
(2) 税務署別人員	"	○			"
2-3 青色申告者					
(1) 所得階級別人員	所得者所得階級別	○			全数調査
(2) 青色申告制度の現状					
イ 青色申告の普及状況	年次別	○			全数調査
ロ 青色申告会の現況（営業等）	県別、申告会数等	○			"
ハ 日本税務協会による継続記帳指導	県別、指導別	○			"
2-4 所得種類別	所得種類別	○	○		全数調査

申告所得税

3 申告所得税の一般の税率等(課税所得金額又は課税退職所得に対して)

課税される所得金額	税率	控除額
330万円未満	10%	—円
330万円以上 900万円未満	20%	33万円
900万円以上 1,800万円未満	30%	123万円
1,800万円以上	37%	249万円

4 申告所得税の主な諸控除

(1) 所得控除

イ 基礎控除 …………… 380,000円

ロ 配偶者控除 …………… 次の表で求めた金額

	同居特別障害者である場合	左記以外の者
一般の控除対象配偶者	730,000円	380,000円
老人控除対象配偶者	830,000円	480,000円

ハ 配偶者特別控除 …… 380,000円(最高)

ニ 扶養控除 …………… 次の表で求めた金額

	同居特別障害者である場合	左記以外の者	
一般の扶養親族	730,000円	380,000円	
特定扶養親族	980,000円	630,000円	
老人扶養親族	同居老親等以外の者	830,000円	480,000円
	同居老親等	930,000円	580,000円

ホ 雑損控除 …災害等の損失額から合計所得金額の10%を差し引いた金額と災害関連支出の金額から5万円を差し引いた金額とのいずれか多い方の金額

ヘ 医療費控除 …支払った医療費から100,000円と合計所得金額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)

ト 生命保険料控除 …支払った生命保険料を次の(イ)及び(ロ)の区分により、計算した金額の合計額

(イ)一般の生命保険料(最高50,000円)

A 25,000円以下の場合  
全額

B 25,000円を超え50,000円以下の場合  
支払保険料×1/2に12,500円を加えた金額

C 50,000円を超え100,000円以下の場合

支払保険料×1/4に25,000円を加えた金額

D 100,000円を超える場合

一律に50,000円

(ロ)個人年金保険料(最高50,000円)

計算方法は上記(イ)と同様である。

チ 社会保険料控除 …支払った社会保険料の全額

リ 損害保険料控除 …支払った損害保険料を次の(イ)、(ロ)及び(ハ)の区分により、計算した金額

(イ)長期契約のみの場合(最高15,000円)

10,000円以下は全額。10,000円超は、支払保険料の金額の1/2と5,000円の合計

(ロ)短期契約のみの場合(最高3,000円)

2,000円以下は全額。2,000円超は、支払保険料の金額の1/2と1,000円の合計

(ハ)(イ)と(ロ)がある場合

(イ)と(ロ)の合計で最高15,000円。

ヌ 小規模企業共済等掛金控除 …小規模企業共済金

(旧第2種共済金を除く)、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の支払金額の全額

ル 障害者、寡婦、寡夫、勤労学生控除 …

270,000円

ただし、特別障害者の場合 ……400,000円

特定の寡婦の場合 ……350,000円

ヲ 老年者控除 ……………500,000円

ワ 寄付金控除 …特定寄付金の額と「合計所得金額の25%相当額」とのいずれか少ない方の金額のうち10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除…原則として、①利益の配当等に係る配当所得の金額の10%と、②私募証券投資信託等の収益の分配に係る配当所得の金額の5%との合計額(課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当については、①は5%、②は2.5%)。ただし、源泉分離課税や確定申告しないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 …………… 次の税額

国外所得総額

所得税の額 ×  $\frac{\quad}{\quad}$

所得総額

ハ 住宅借入金（取得）等特別控除 …次のとおり

(イ) 平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合(住宅借入金等特別控除)

A 居住の用に供した年(1年目)から6年目までの各年

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

B 7年目から11年目までの各年

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 0.75\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

C 12年目から15年目までの各年

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(ロ) 平成13年7月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合(住宅借入金等特別控除)

(居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(ハ) i 平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合に、選択により、(イ)に代えて行うことができる「経過措置の計算方法」(住宅借入金等特別控除)又は、ii 平成9年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した場合(住宅取得等特別控除)

A 居住の用に供した年(1年目)から3年目までの各年

(A) 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(B) 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(C) 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 20\text{万円} \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

B 4年目から6年目までの各年

(A) 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(B) 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(ニ) 平成8年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合(住宅取得等特別控除)

A 居住の用に供した年(1年目)及び2年目

(A) 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1.5\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(B) 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 5\text{万円} \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(C) 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 15\text{万円} \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

B 3年目から6年目までの各年

(A) 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(B) 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(ホ) 阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合に、選択により、(イ)、(ロ)又は(ハ)のiiに代えて居住の用に供した年以後6年間の各年について行うことができる計算方法(住宅借入金等特別控除・住宅取得等特別控除)

A 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 2\% \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

B 住宅借入金等の年末残高の合計額が1,000万円を超え2,000万円以下のとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \end{array} \right] \times 1\% + 10\text{万円} \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

C 住宅借入金等の年末残高の合計額が2,000万円を超えるとき

$$\left[ \begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 0.5\% + 20\text{万円} \cdots \cdots \left[ \begin{array}{l} 100\text{円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

ニ 政党等寄付金特別控除 …次の(イ)と(ロ)のいずれか少ない方の金額

(イ)

$$\left( \left[ \begin{array}{l} \text{政党等に対する} \\ \text{寄付金の} \\ \text{支払金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} 1\text{万円} - \text{「特定寄} \\ \text{付金の支払額} \\ \text{(赤字のときは0)} \end{array} \right] \right) \times 30\%$$

(ロ) 所得税額の25%